

酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例に基づく違反店舗の公表内容

営業所	名称	MEMBERS CHERRY' S V. I. P.
	所在地	名古屋市中区栄四丁目20番15号 美吉ビル2F北号室
被処分者	氏名又は名称	NUBLA CHARRISSE
	代表者の氏名 (法人の場合)	
	主たる事務所の所在地 (法人の場合)	
処分年月日		令和5年7月6日
行政処分の内容		<ol style="list-style-type: none"> 1 5日以内に、指示の理由に係る料金等を表示した書面について、料金表示等の改善状態が明らかに判別できる写真を添付した報告書を所轄警察署を経由して提出すること。 2 営業所内に、当該酒類提供等営業に係る料金を表示した書面その他の物を客に見やすいように掲げ、又は備えておくこと。 3 指示期間は、30日間とする。
根拠法令		酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例第9条第1項(指示)同条例第4条第1項第1号(料金等の表示)
処分者		愛知県公安委員会